

へき地医療拠点病院の指定取り消しについて

資料5

令和5年3月28日
医療審議会

1 へき地医療拠点病院の目的、指定要件等（国資料から引用）

■ 目的

へき地医療拠点病院事業は、へき地診療所等への医師及び看護師等の派遣（代診医等の派遣を含む。）、へき地従事者に対する研修、遠隔診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院を都道府県単位で「へき地医療拠点病院」として編成し、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に各種事業を行い、へき地における住民の医療を確保することを目的とする。

■ 指定要件・事業内容

都道府県知事は、次に掲げる事業（**ア、イ又はカのいずれかの事業は必須**）を実施した実績を有する又は当該年度に実施できると認められる病院をへき地医療拠点病院として指定する。へき地医療拠点病院は、へき地医療支援機構等の指導・調整の下に次に掲げる事業を行うものとする。

ア 巡回診療等によるへき地住民の医療確保に関すること。

イ へき地診療所等への代診医等の派遣（継続的な医師派遣も含む）及び技術指導、援助に関すること。

ウ 特例措置許可病院への医師の派遣に関すること。

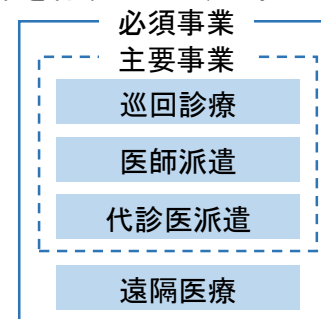
エ 派遣医師等の確保に関すること。

オ へき地の医療従事者に対する研修及び研究施設の提供に関すること。

カ 遠隔医療等の各種診療支援に関すること。

キ 総合的な診療能力を有し、プライマリ・ケアを実践できる医師の育成に関すること。

ク その他都道府県及び市町村がへき地における医療確保のため実施する事業に対する協力に関すること。



2 検討対象病院

| 病院名 | 指定年月日 | 派遣先診療所 |
|-------------------|-----------|-------------------|
| 外ヶ浜町国民健康保険外ヶ浜中央病院 | 平成17年4月1日 | 市浦診療所（～H19）、今別診療所 |

3 直近10年間の実績

| 年度 | H23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | R2 | R3 |
|-----------------|-----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 実施回数(今別への代診医派遣) | 0 | 7 | 5 | 0 | 0 | 10 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 |

4 経緯等

外ヶ浜中央病院（以下「同院」という。）が上磯地域（津軽半島北部）医療連携として、今別診療所及び市浦診療所への診療を実施予定であったことから、平成17年4月1日にへき地医療拠点病院として指定した。令和元年度以降は必須事業の実績がなく、今後も実施できる見通しが立たないことから、同院よりへき地医療拠点病院の指定辞退届が提出され、県では指定取り消しはやむを得ないと判断した。令和4年度第2回地域医療対策協議会において、同院の指定取り消しについて協議したところ承認され、令和5年2月28日付けで指定を取り消す旨通知した。